

東京海上日動

6月29日 東京海上ホールディングス株主総会 問われる経営責任
経営者は労働者いじめをやめ、ただちに労使紛争解決を決断せよ

株主総会
特集2号

質問状全文は裏面に

6月29日、東京海上日動火災の持株会社東京海上ホールディングスが株主総会を迎えます。私たちは、裁判所の判決や労働委員会の命令も守らず、労働者いじめを続ける経営者の責任を追及する決意です。昨年の総会は、これ以外にも、「保険金不払い問題」の責任や冷たい代理店政策など、多くの株主から質問が出され、総会は長時間にわたり紛糾しました。東京海上日動火災が、社会に役立ち、ステークホルダー（株主、顧客、従業員など）に責任を果たす企業なのか。株主総会で経営者がどんな態度をとるのかが注目が集まっています。この特集では東京海上日動火災の経営責任が問われている問題を明らかにします。その2号をお届けします。

許されない 中労委命令の不履行

命令確定後も従わなければ罰金・禁錮の罰則が

経営者は責任をとる覚悟があるのか

東京海上日動は、2004年の合併前後から、全損保日動外勤支部に対し、組合差別など支配介入をすすめました。この組合攻撃と軌を一にして、外勤社員の切捨てを強行。組合を弱体化させ、労働者の雇用を破壊するという、前代未聞の労働者いじめをすすめたのです。昨年11月、中央労働委員会は、会社が違法な不当労働行為を行った事実を認定し、その是正を命じる「救済命令」を交付

会社は何をしたのか

- 合併前後、全損保日動外勤支部を無視し、法律上の義務である団体交渉も拒否した。
- 全損保日動外勤支部組合員の給料から「組合費」を勝手に天引きして他の労組に引き渡し、いくら言っても返さず、経済的打撃を与えた。
- 活動を抑制しようとし、会社施設の利用や組合活動の制限など、さまざまなことで、他の労組と差別を行った。

—中労委は経営者に対し、不当労働行為を行った事実を認めて労使関係正常化の努力を約束する文書を組合に交付するよう命じた。

しました。しかし、経営者は、不当にも命令を履行せず、東京地裁に命令取消を求める行政訴訟を提起しました。

不当労働行為は法律違反。行政訴訟で命令が確定した後も履行しなければ、経営者に「罰金、禁錮」の罰則も科せられる反社会的行為。会社の「コンプライアンス行動規範」も、差別や法令違反には関係者の処分を含めた措置をとるとしています。会社が訴訟で負け、命令が確定する可能性は濃厚。そうなれば、経営者の責任は厳しく問われます。その責任をとる覚悟はあるのでしょうか。

東京海上日動火災保険株式会社

100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

電話 03-3212-6211

Eメール: web-admin143@tmnf.jp

抗議先

全日本損害保険労働組合
全損保日動火災外勤支部

東京海上日動経営者は責任を果たせ

株主総会で回答を求めた、東京海上ホールディングス経営者あて質問状

《外勤社員切捨て攻撃の和解解決について》

貴社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下、本文面を通じて貴社といいます）は、平成19年3月26日の東京地方裁判所の判決に従わず、RA社員制度廃止を強行しようとしています。現在、本件は、東京高等裁判所で和解協議が進められており、被控訴人ら（RA社員）は、解決のために自らの要求から大きく譲歩して協議に臨んでいます。しかし、貴社は、態度を変えず、踏み込んで解決しようという姿勢がまったく見られません。貴社には、本件を解決する意思があるのでしょうか。労働組合への支配介入とともに雇用に係るリストラをすすめる、労使紛争は拡大する一途となり、しかも、被控訴人が譲歩をしているのに和解解決できないとなれば、CSRやコンプライアンスを持ち出すまでもなく、貴社の経営姿勢が問われ、社会的信頼が失墜することは明らかです。なぜ、和解の場で解決のために踏み込もうとしないのですか。ただちに、本件の解決を決断すべきと考えますが、いかがでしょうか。

《不当労働行為を断罪した中央労働委員会命令の履行について》

昨年11月10日、中央労働委員会は、貴社に対し、組合差別などの支配介入を行った事実を認定し、不当労働行為救済命令を交付しました（平成19年（不再）第31号事件）。しかし、貴社は、この命令を履行せず、東京地方裁判所に行政訴訟を提起しています。貴社は「コンプライアンス行動規範」で、「この行動規範、法令、社内ルールに対する違反が認められた場合、東京海上グループ各社は、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局等の届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、社内ルールに従って必要な措置を講じる」としています。不当労働行為は法律違反であり、命令確定後、履行しなければ経営者には「罰金、禁固」の罰則も科せられる反社会的行為です。中央労働委員会で命令が交付されたという事実を受け、貴社はどのような検討や対応をされ、命令を履行しないという結論を出したのか、その記録とともに明らかにしてください。また、裁判所で中央労働委員会の命令が確定した場合、この「コンプライアンス行動規範」はお題目と言われても仕方がなくなります。それは、株主利益の観点からも大きなリスクとなりますが、その責任を、社長自らがとられる覚悟で対応をすすめているのか、お答え願います。

《「不払い問題」を起こしたのに会長に居座る石原氏の続投について》

昨年、一昨年の株主総会において、私以外の株主の方々からも「石原会長は留任すべきではない」という意見が出されています。石原会長は、周知のとおり、貴社が行政処分を受けている「保険金不払い問題」等が起きた時の最高経営責任者であり、その責任は重大です。石原会長は、ただちに職を辞し、経営態勢を一新すべきと考えますが、どうお考えになるか、ご本人からご説明下さい。

《「保険金不払い、保険料取りすぎ問題」の経営責任について》

貴社の「平成20年度事業報告」には、「保険金不払い、保険料取りすぎ問題」に関して、「保険引受および保険金支払いに関して発生した問題を踏まえ」と、一行に満たない記載があるだけで、あたかも、過去の問題のように表現しています。しかし、貴社は、「保険金不払い」などに関する行政処分を受け、現在も、「業務改善計画」の進捗を定期的に報告する義務を負う立場にあります。貴社の創立以来の不祥事はいまだ免責されたわけではなく、株主にわび、事情説明すべきです。「平成20年事業報告」の記載も含めて、本件に関する認識をお示しください。

《代理店政策と、代理店有志が社長にあてた文書について》

貴社は、損害保険代理店が提供するサービスの品質を向上するとして、代理店システムの改良や、代理店手数料の見直しなどの政策をすすめています。しかし、そのもとで、代理店の不安や不満の声は高まっており、それが、貴社の業績にも影響しているという疑問があります。先般、日経ビジネス誌に、貴社代理店有志が隅社長あてに、代理店政策の再考を訴える文書を送付したという報道がされていますが、その経緯や対処を明らかにしてください。また、貴社の募集網政策にどのような問題が生じているのか、率直に現状と認識をご説明ください。また、募集網政策をすすめるにあたっては、経営「合理性」や貴社の政策の方向性だけでなく、個々の代理店が地域経済に果たしている役割や生活権が十分尊重されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.niu.or.jp/nichidogai/>

<http://www.geocities.jp/nichidogaikin>

金融3争議共同行動実行委員会

全損保、全損保日動外勤支部、全証労協、日産センチュリー労組、金融労連
銀産労、AIGスター生命争議団、全労連全国一般 事務局 03-3551-7131(全損保)